

よんなん交通安全だより

令和5年4月発行
四日市南地区交通安全協会

交通事故の発生状況

【令和5年4月3日現在】

- **三重県の交通事故死者数は22人で、前年より10人増加。**
 - ・ 人身事故件数は756件(+4)、負傷者は、954人(+9)、物件事故は13,053件(+1261)。
 - ・ 高齢者の死者が12人(54.5%)。交通弱者が10人(45.5%)<歩行者7、自転車3>。
 - ・ 事故類型別では、人対車両の事故で6人、車両相互の事故で10人、車両単独の事故6人。
- **四日市市内の交通事故死者数は4人で、前年より4人増加。**
 - ・ 人身事故件数は、136件(-44)、負傷者は、161人(-65)、物件事故は、2,449件(+372)。
 - ・ 死亡事故4件～ 笹川五丁目で人対車両、塩浜・楠町・下海老町で車両相互の事故。
- **四日市南警察署管内の交通事故死者数は3人で、前年より3人増加。**
 - ・ 人身事故件数は、91件(-32)、負傷者は、106人(-48)、物件事故は、1,443件(+208)。
 - ・ 高齢者の死者が、1(33.3%)。交通弱者の死者が2人(66.7%)<歩行者1、自転車1>。
 - ・ 交通死者数3人は、昨年(令和4年)中の交通事故死者数と同数。

～ **交通死亡事故多発警報発令中** ～

自転車に乗る時は、ヘルメットの着用が努力義務となりました(4月1日～)

【改正道路交通法の施行により、自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務となりました】

令和5年4月1日以降、自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

【道路交通法 63条の11】(改正後)

第1項

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第2項

自転車の運転者は、他人を該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第3項

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

保護者は、児童又は幼児にヘルメット着用の努力

運転者はヘルメットを着用



同乗者も着用



交通安全協会のボランティア活動は、運転者会員、賛助会員の協力により支えられています

～ 会員募集中 ～